省　令

○総務省令第六十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十二条、第三十七条及び第三十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月四日

総務大臣　川端　達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項を次のように改める。

3　第一項に規定する無線設備であつて、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用するものについては、同項第一号の規定にかかわらず、予備品の備付けを要しないものとする。

第三十一条第四項中「前各項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項に規定するレーダーであつて、現用する同項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものについては、同項第一号から第四号までの規定にかかわらず、予備品の備付けを要しないものとする。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもののパルス幅は、次のとおりであること。

イ　P〇N電波を使用する場合　一・二マイクロ秒以下

ロ　Q〇N電波を使用する場合　二・三マイクロ秒以下

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第三条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表船舶に設置する無線航行のためのレーダーの項条件の欄中「又は9.32GHzから9.5GHz」を「若しくは9.32GHzから9.5GHzまで又はP〇N、Q〇N及びV〇N電波2.92GHzから3.1GHz」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百五十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月四日

総務大臣　川端　達夫

第一項第一号を次のように改める。

1　空中線電力が五キロワット未満のもの（三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものを除く。）

○総務省告示第二百五十一号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第四条第一項の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月四日

総務大臣　川端　達夫

別表18(1)中「受検機器を動作させたときの指定周波数帯幅を測定する。」を「受検機器を動作させたときの指定周波数帯幅を測定する。ただし、チャープ変調を行った状態で測定する。」に改める。

○総務省告示第二百五十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十八条第二項第十六号の規定に基づき、平成二十年総務省告示第二百八十八号（船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月四日

総務大臣　川端　達夫

第十八項の次に次の一項を加える。

十九　設備規則第四十八条第二項第十五号に掲げる三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものは、次の条件に合致するものであること。

1　一つの繰り返し周期内に送信時間が一・二マイクロ秒を超える場合、中心周波数を変更する機能を有すること。

2　繰り返し周波数は、三、〇〇〇ヘルツ（変動率は、(±)二五パーセントを超えないこと）を超えないこと。

3　繰り返し周波数を変動する機能を有し、かつ、起動時に動作状態にあること。

4　デューティ比は、三・一パーセント以下であること。

5　一秒当たりの平均電力は、五・八ワットを超えないこと。

6　尖頭電力と出力できる最も広いパルス幅の積は、5.5×10^{-3}を超えないこと。

○法務省告示第二百六十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年七月四日

法務大臣　滝　実

氏　名　ポール・デイヴィッド・ハリソン

生年月日　千九百七十八年九月十七日

国　籍　連合王国

○法務省告示第二百七十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年七月四日

法務大臣　滝　実

住所　東京都港区芝大門１丁目15番４号
河任姫　昭和57年９月27日生

住所　東京都江東区豊洲２丁目５番１―3613号
中尾光枝　昭和27年２月25日生

住所　東京都港区芝大門１丁目15番４号
河康鎮　昭和55年８月７日生

住所　福岡市早良区城西１丁目９番25―1101号
黎美志　昭和40年３月29日生

住所　東京都小平市小川西町２丁目７番302号
呂世香　昭和28年10月３日生

住所　東京都板橋区若木２丁目10番２号
金榮輝　昭和42年６月12日生

住所　大阪市西淀川区中島１丁目17番19号
朴政彦　昭和36年９月27日生

住所　滋賀県湖南市吉永198番地45
李順善　昭和40年４月19日生

住所　東京都葛飾区東金町１丁目36番４―827号
朴將吾　平成７年５月19日生

住所　東京都葛飾区東金町１丁目36番４―827号
朴雄平　平成９年２月18日生

住所　東京都葛飾区東金町１丁目36番４―827号
金悦子　昭和56年５月15日生

住所　東京都葛飾区東金町１丁目36番４―827号
金娜奈　平成24年２月５日生

住所　東京都葛飾区東金町１丁目36番４―827号
李国勇　昭和55年５月20日生

住所　横浜市鶴見区下野谷町４丁目141番地
李皓暉　平成22年11月23日生

住所　札幌市北区北23条西３丁目１番30―502号
林捷　昭和57年１月29日生

住所　埼玉県三郷市彦成４丁目４番10―403号
武麗梅　昭和54年８月24日生

住所　東京都八王子市子安町４丁目７番１―2008号
モハマド・マムヌール・ラハマン　昭和53年６月１日生

住所　愛知県知立市鳥居１丁目８番地１
陳暁潔　昭和56年４月20日生

住所　千葉県船橋市北本町１丁目10番３号
王斌　昭和53年８月２日生

住所　東京都八王子市子安町４丁目７番１―2008号
許珮慧　昭和56年11月１日生

住所　横浜市磯子区洋光台６丁目22番12号
朱明軍　昭和45年７月16日生

住所　大阪府枚方市甲斐田新町32番15―302号
王裕之　平成21年１月14日生

住所　東京都港区芝大門１丁目15番４号
王裕元　平成22年12月７日生

住所　東京都小平市小川西町２丁目７番302号
金成龍　昭和53年８月16日生

住所　大阪府枚方市甲斐田新町32番15―302号
曹我榮　平成４年５月２日生

住所　東京都八王子市子安町４丁目７番１―2008号